

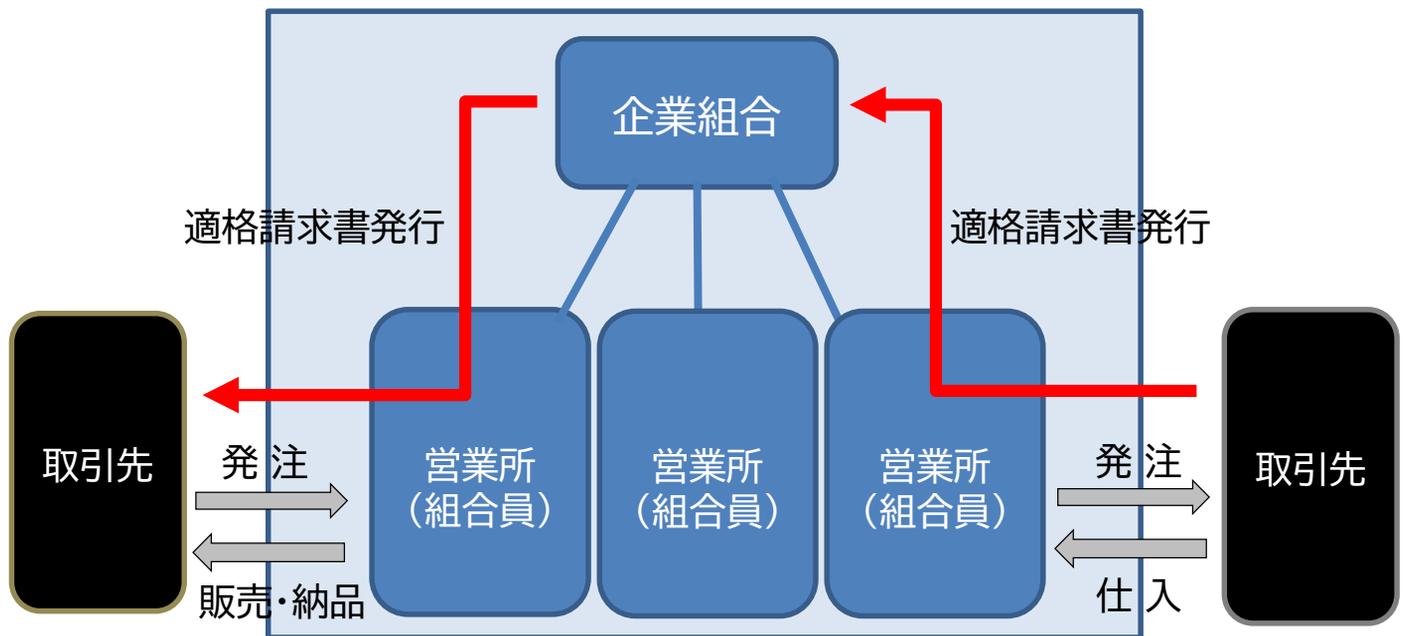
## 企業組合(分散型)に加入する事業所の 適格請求書発行事業者登録番号について

企業組合に加入している事業所は、会計・税務・労務管理については、企業組合の共同事業として一本化し、それぞれの事業所は企業組合の営業所として、従来営んできた事業に専念し、経営管理を担います。

法人税や消費税の申告納付については、企業組合として行っているため、事業所(屋号名)ごとに「適格請求書発行事業者登録番号」は発行されず、加入している企業組合の登録番号となります。

※ 大手スーパーでも屋号ではインボイスを登録できないので、消費税を申告納付している法人名(株式会社●●)が登録事業所となるのと同様です。

※ 請求書等は、これまでの屋号名に加え、企業組合名及び登録番号等、適格請求書の発行に必要な情報が盛り込まれたものとなります。



※企業組合は、中小企業等協同組合法に基づいて設立される法人組織です。

### 企業組合とは

企業組合は、4人以上の者が組合員となって、互いに資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造する組織です。組合自体が一つの事業体となり、組合員それぞれの有する技術・技能やアイデアを活かした事業を会社と同じように実施する、いわば、個人が集まって創業し、自らの安定した就業の場を創り出された組織です。

企業組合に加入すると、個人事業者は組合員となり、従来営んでいた事業所を組合の事業所として存続させることとなります。仕入れや販売については各事業所で行い、企業組合本部では、主として各事業所の会計・税務・労務管理・納税等の業務を行います。